

# サービス提供体制強化加算について(職員割合の算出方法)

## ※ 平成27年度の取扱いについて ※

サービス提供体制強化加算は、サービスの質が一定以上保たれた事業所を評価するため、平成21年度から設けられた加算です。介護福祉士の資格者、常勤職員、勤続年数が3年以上の者などが一定以上雇用されていることが、加算算定の条件となります。

算定要件が複雑であり、計算誤りが散見されます。算定方法等を十分ご確認ください。

### 1. 職員の割合の算出方法

#### (1) 27年度に加算を算定する場合

26年の4月～27年の2月(11ヶ月間)の平均が所定の割合以上の場合、27年度を通して(27年4月～28年3月)まで算定できます。

#### 前年度(11ヶ月間)の実績に応じて算定が可能

##### 【注意事項】

- ① 28年度以降も、算定対象期間は同様です。例えば28年度(27年4月～28年3月)の算定については、27年4月～28年2月の平均の割合で判断します。
- ② 26年度中から加算の算定を開始した場合であっても、26年度の平均が所定の割合を下回った場合、27年度に加算を算定することはできません。
- ③ 新規開設事業所については、前3ヶ月の実績が必要になることから、開設後4ヶ月目から加算の届出が可能となります(算定開始は5ヶ月目以降)。

##### 【事務手続】

- ① 2月の勤務実績が確定後、4月から算定できるかどうか、**毎年必ず確認が必要**です。年度末にまとめて割合を計算すると複雑なので、毎月の勤務実績が確定したら、各月の常勤換算後の人数と対象従業者の常勤換算後の人数を算出し、記録しておきましょう。
- ② 割合の算出にあたっては、届出に必要な計算式入りの書式(参考様式23/右記参照)を活用してください。書式はホームページからダウンロードできます。
- ③ 要件を満たさない場合は取下の届出が必要となります。特に26年度の途中で算定を開始した、又は算定区分を変更した事業所については、要件を満たしていない可能性がありますので、十分ご注意ください。

#### (2) その他の注意点

- ① **介護福祉士・勤続年数が3年以上の者の算出**  
介護福祉士または勤続年数が3年以上の者として算出に含まれるかどうかについては、割合を算出する月の前月末時点で判断します。

(参考様式23) サービス提供体制強化加算に係る人員配置状況

|          |                  |                      |
|----------|------------------|----------------------|
| 事業所又は施設名 | 〇〇事業所            |                      |
| サービス種類   | (介護予防)認知症対応型通所介護 |                      |
| 加算の種類    | 加算I              |                      |
|          | 介護職員の常勤換算数       | 左記の内、介護福祉士である者の常勤換算数 |
| 平成25年4月  | 22               | 1.2                  |
| 平成25年5月  | 20               | 1.0                  |
| 平成25年6月  | 20               | 1.0                  |
| 平成25年7月  | 20               | 1.0                  |
| 平成25年8月  | 20               | 1.0                  |
| 平成25年9月  | 30               | 1.0                  |
| 平成25年10月 | 30               | 1.0                  |
| 平成25年11月 | 3                | 1.0                  |
| 平成25年12月 | 2                | 0.8                  |
| 平成26年1月  | 20               | 0.8                  |
| 平成26年2月  | 20               | 0.8                  |
| 平均       | 2.2              | 0.9                  |

基準に適合する職員が占める割合 40.9%

11ヶ月の平均  $\frac{B}{A} \times 100$

**【例】** 4月の場合は3月末時点、5月の場合は4月末時点、6月の場合は5月末時点において介護福祉士資格を取得している、又は勤続年数が3年以上である者の割合を算出します。

※勤続年数が3年以上であることを証明する書類として、例えば法人が発行する在職証明書など（採用年月日や勤続年数が記載されているもの）が必要です。

## ②常勤とは

事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。

**雇用形態が正規職員か非正規職員かは関係ありません。**（理論上、常勤のパート職員もあり得ます。）

## ③兼務者の場合

本加算は、対象となる従業者が一定割合雇用されている事業所について評価を行う加算のため、対象の従業者が管理者等**他の職務と兼務している場合**は、対象の従業者として勤務している時間のみを含め、常勤換算数を算出します。よって、**管理者や計画作成担当者としての勤務時間は含めることができません。**

ただし、グループホームの「サービス提供体制強化加算Ⅲ」に限り、対象従業者（直接処遇職員/介護従業者）が管理者や計画作成担当者を兼務している場合は、管理者や計画作成担当者としての勤務時間（兼務者のみ）を含めて算出可能です。

「平成21年4月改定関係Q&A（Vol.1）/介護保険最新情報 Vol.69（問123）」でグループホームの直接処遇職員（介護従業者）の常勤換算についての考え方の中で、管理者や計画作成担当者（介護従業者として兼務している場合のみ）の勤務時間も含むとの見解が示されたことから、他のサービスの加算との関係も考慮し、このように取り扱うこととしました。

## 2. 地域密着型サービス報酬基準解釈通知(各サービスに共通の部分のみ)

○ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、平成21年度の一年間においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）についてのみ、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。

○ 前号ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5（加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い）の届出を提出しなければならない。

○ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

- 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。
- 同一の事業所において、介護予防サービスを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

## **参考** 平成 21 年 4 月改定関係Q&A(Vol. 1)

《問》 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的取扱いについて示されたい。

《答》 要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は終了証明書の交付まで求めるのではなく、例えば介護福祉士については、平成 21 年 3 月 31 日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成 21 年 4 月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、終了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込の者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。

《問》 同一法人内であれば、異なるサービスの事業所（施設）における勤続年数や異なる業種（直接処遇職種）における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の継承時にも通算できるのか。  
また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。

《答》 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については、通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の継承の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。

ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算できない。

《問》 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。

《答》 産休や介護休業、育児休業期間中は、雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。

《問》 EPA\*で研修に来ている者も当該加算の対象に含まれるのか。

※ EPA\*・・・経済連携協定（Economic Partnership Agreement）

《答》 人員配置基準においても含めていないことから、当該加算においても対象として含まない。

《問》 グループホームにおける、直接処遇職員の常勤換算の考え方如何。

《答》 直接処遇職員（兼務も含む）の労働時間の合計を、常勤職員の勤務時間で除したものが常勤換算数となる。

例えば、職員10名、常勤職員の勤務時間が1週40時間のグループホームにおいて、

- ① 管理者1名（常勤、介護職員兼務）、
- ② サービス計画作成担当者1名（常勤、介護職員兼務）
- ③ 介護職員4名（常勤）
- ④ 介護職員3名（非常勤、週3日、1日4時間・・・週12時間）
- ⑤ 事務職員1名（兼務無し）

と配置されている場合は、

$((①+②+③) \times 40 \text{ 時間} + ④ \times 12 \text{ 時間}) \div 40 \text{ 時間} = 6.9$ （常勤換算人数）となる。

なお、この場合事務職員は算定されない。

上記を参考に、各事業所における常勤職員の勤務時間等を考慮して算定されたい。